

## 2019沖縄南城セレクション応募要項

### (目的)

南城市の活性化を図るため「沖縄南城セレクション」を創設し、市の地域資源等を活用して開発された優良な推奨品を認定し、消費者の信頼を高めることにより、その商品の普及と需要増を図り市内の農漁業及び商工・観光業の振興に資することを目的とする。

### (対象品目)

2019年度は、下記の対象品目とする。

- (1) 食品部門（農産加工品、畜産加工品、水産加工品、健康食品、飲料、菓子等）
- (2) 非食品部門（木工品、陶磁器、家具、日用品、繊維製品、民芸品、装飾品、その他）

### (応募期間)

2019年4月11日（木）から2019年5月17日（金）17時まで

### (申請者の条件)

沖縄南城セレクションの認定を受けようとするものは、次のいずれかの条件を満たすものであること。

- (1) 個人：市内在住かつ市内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- (2) 法人：市内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- (3) 商品の主原料、または一部に南城市で生産されたものを使用する市内外の者

### (認定基準)

沖縄南城セレクションの認定基準は次の事項に該当するものとする。

- (1) 地域資源（原材料、歴史、文化、風土、風俗、行事、技術等）を活用し、素材特性を十分に生かしているものであること。
- (2) 食品表示法、容器包装リサイクル法、その他関連法令を厳守していること。
- (3) 消費者ニーズを把握しており、市場拡大の可能性のあるものであること。
- (4) 他の類似品と比較し独自性や将来性があり、ある程度量産できるものであること。  
ただし、コンセプトが同じものであれば、それらを商品群として捉え、ひとつの商品として扱うこととする。
- (5) その他、審査委員会で定める基準。

### (申請)

沖縄南城セレクションとして認定を受けようとするものは、様式第1号の申請書を審査委員会へ提出すること。

申請できる商品数は、1個人もしくは1法人あたり3商品までとする。

### (認定)

申請のあった商品については、審査委員会での書類審査及び公開審査を経て認定された商品は、沖縄南城セレクションとして認定証を交付する。

認定期間は3年間とし、期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする際は、更新手続きが必要になる。

(認定の表示等)

認定証の交付を受けた者は、当該商品に審査委員会が別に定める認定ロゴマークの表示又はシールの貼り付けをすることができる。認定ロゴマークの表示・シールについては、原則申請者負担とする。ただし、初年度においては予算の範囲内で支給する。

(認定の取り消し)

認定を受けた者が、次の各号にいずれかに該当する場合、審査委員会の審議により認定の取り消しをすることができる。また、認定取り消しを受けた者は、認定ロゴマークの表示をすることができない。

- (1) 虚偽又は不正な手段で認定を受けたとき。
- (2) 認定証等を不正に使用したとき。
- (3) 認定商品としての信用を著しく害する行為があったとき。
- (4) 審査委員会の承認を受けないで、名称、意匠、規格等大幅な変更をしたとき。
- (5) 認定基準に適合しなくなったとき。
- (6) 生産を中止したとき。

(認定の特典)

認定の特典には次のことが揚げられる。

- (1) 沖縄南城セレクション認定ロゴマークを表示することが認められ、本市が推奨する優良な商品であることをアピールする。
- (2) 南城市、南城市商工会、南城市観光協会が主催する物産展や祭り、イベントに本市が推奨する商品として紹介する。
- (3) パンフレット、チラシ及び南城市ホームページで広く紹介する。

(認定された者の協力)

認定された商品の製造者又は販売者は、市内外で開催される各種行事に積極的に参加するものとする

■応募申請書類 チェックリスト

	書類名	チェック欄 (○をつける)
1	沖縄南城セレクション応募申請書 (様式第1号)	
2	営業許可証 (写し)	
3	PL 保険等の加入証明 (写し)	

※食品部門に関しては、基本的に営業許可証と PL 保険等の加入が必須となります。

【お問合せ・申込先】  
南城市役所 企画部 観光商工課  
担当：具志堅・金城  
TEL：098-917-5387  
FAX：098-917-5424